

基勞徴発0131第3号  
平成23年1月31日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労働保険徴収課長

労働保険手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行  
における事業主電子署名の省略について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労働保険手続の電子申請の一層の利用促進の観点から、今般、社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が、電子申請により対象手続の代行を行う場合において、事業主と社会保険労務士等との間で手続代行契約関係があることが証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該事業主の電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）に代えることができる旨の省令改正を行い、平成23年2月1日から施行することとしました。

具体的な取扱いは、下記のとおりですので、その実施に当たり、貴会の御協力を賜りますとともに、社会保険労務士の皆様への周知につき、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働保険手続の電子申請につきまして、一層の御利用を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 対象手続

社会保険労務士等による提出代行において、事業主に係る電子署名等を省略できる手続は別紙1のとおりです。

## 2 手続代行契約関係を証明する書類

事業主が自らの申請書の提出等に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかな書面であって、事業主による記名及び押印がなされたものであり、かつ、電子申請時において有効であることが確認できるものをいいます。具体的には、以下のとおりです。

なお、証明書の提出は、電子申請時に、電子媒体（PDF形式）で添付することにより行う必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

- (1) 事業主が社会保険労務士等に提出した同意書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士等が証明したものに限りません。具体的な記載事項につきましては、別紙2を参考にしてください。ただし、別紙2に限るものではありません。

なお、雇用保険関係手続等の提出代行に関して、本件施行前に、事業主が社会保険労務士等に提出した証明書で、当該証明書に記された委託事項中に労働保険関係手続が含まれている場合には、当該証明書の添付を可能とします。

- (2) 事業主と社会保険労務士等との間で締結した提出代行に係る契約書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士等が余白等において証明してください。

電子署名等省略手続一覧

- 保険関係成立届 (徴収則第4条第2項)
- 名称・所在地等変更届 (徴収則第5条第2項)
- 一括有期事業開始届 (徴収則第6条第3項)
- 下請負人を事業主とする認可申請書 (徴収則第8条)
- 継続事業一括認可・追加・取消申請書 (徴収則第10条第2項)
- 継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届 (徴収則第10条第4項)
- 労災保険率特例適用申告書 (徴収則第20条の5)
- 概算・増加概算・確定保険料申告書 (徴収則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項)
- 概算・増加概算保険料の延納の申請 (徴収則第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条)
- 一括有期事業報告書 (徴収則第34条)
- 労働保険料還付請求書 (徴収則第36条第2項)
- 労働保険代理人選任・解任届 (徴収則第73条第2項)
- 雇用保険の任意加入申請書 (徴収則附則第2条第1項)
- 雇用保険の保険関係消滅申請書 (徴収則附則第3条第1項)
- 労災保険の任意加入申請書 (整備省令第2条第1項)
- 労災保険の保険関係消滅申請書 (整備省令第3条第1項)
- 一般拠出金申告書 (石綿則第2条の2第2項)
- 一般拠出金還付請求書 (石綿則第2条の3第2項)
- 一般拠出金代理人選任・解任届 (石綿則第2条の6)

※ ( ) 内は関連規定を示す。略称は以下のとおり。

徴収則：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 (昭和47年労働省令第8号)

整備省令：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令 (昭和47年労働省令第9号)

石綿則：厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第39号)

## 労働保険手続の提出代行に関する証明書

平成 年 月 日

○社会保険労務士（法人）

氏名・名称

\_\_\_\_\_

○所在地

\_\_\_\_\_

私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。

○事業主名称

\_\_\_\_\_

○事業主所在地

\_\_\_\_\_

○事業主氏名

\_\_\_\_\_ ㊟

社会保険労務士・ 社会保険労務士法人 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。  _____ ㊟
------------------------------	---